

荷主判断基準の見直しについて

平成30年8月17日
資源エネルギー庁

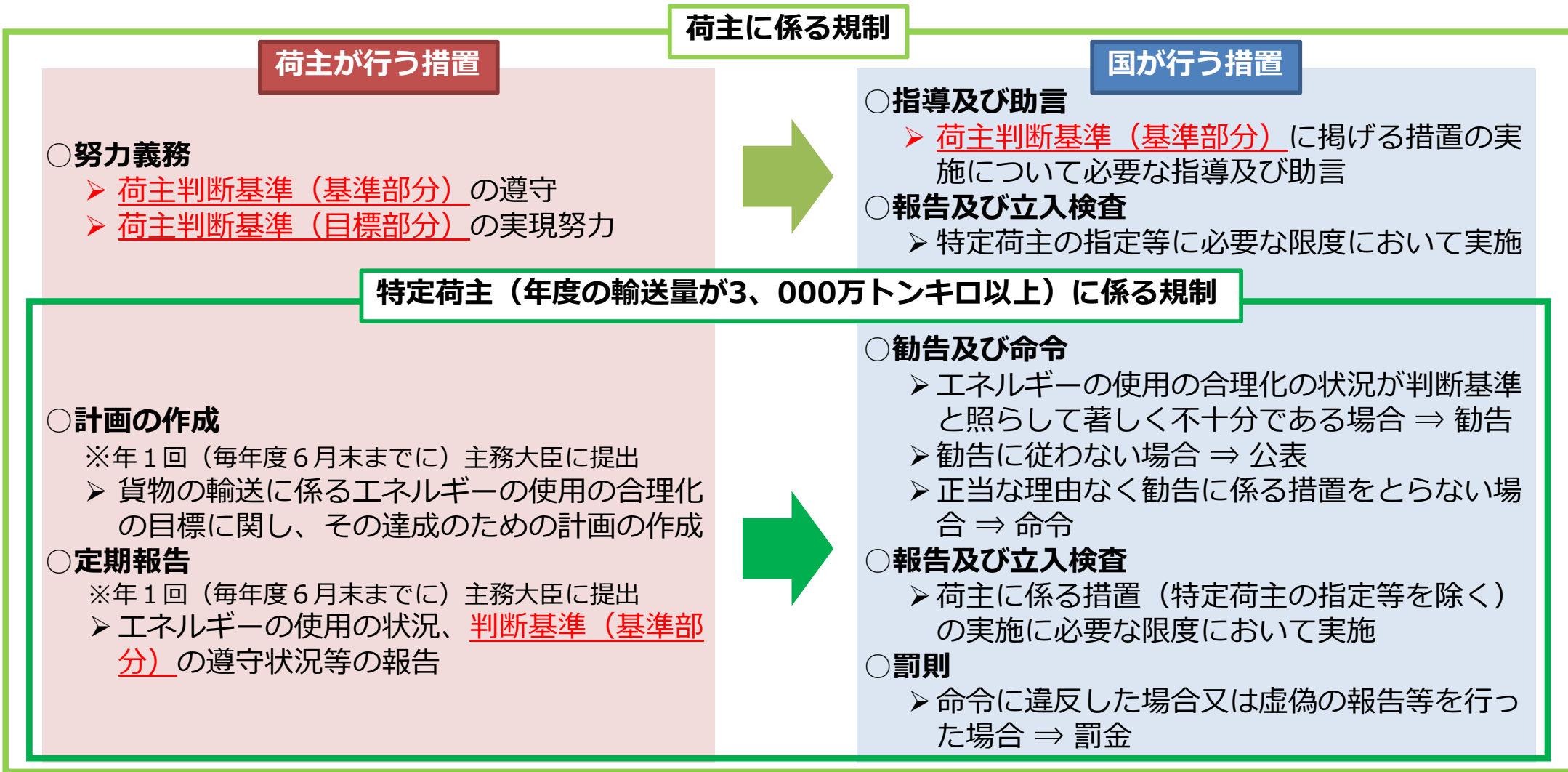
1. 荷主判断基準見直しの背景等について

2. 荷主判断基準の見直しについて

参考 見直し後の荷主判断基準（全体）

荷主規制における判断基準の位置づけ

- 荷主には、省エネ法告示である荷主判断基準の遵守等を求めている。
- 荷主のうち、年度の輸送量が3,000万トンキロ以上の者を特定荷主として指定し、エネルギーの使用の状況及び荷主判断基準の遵守状況等の報告の義務等を課している。



現行の荷主判断基準の概要

基準部分

1. 取組方針の作成とその効果等の把握

貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組方針を定める等の取組の枠組み構築及び取組体制を整備する。

2. エネルギーの使用の合理化に資する輸送方法の選択

モーダルシフトの推進及びサードパーティーロジスティクスの効果的な活用を図る。

3. 輸送効率向上のための措置

積載率の向上、貨物の輸送距離の短縮、自営転換の推進及び燃費の向上のための措置を図る。

4. 貨物輸送事業者及び着荷主との連携

計画性及び必然性のない多頻度少量輸送等の見直し、及び貨物の輸送時間等の決定方法を定め、緊急な貨物の輸送を回避する。

5. 製造業における環境に配慮した製品開発の実施

商品等の標準化により積み合わせ輸送の容易化及び輸送効率を考慮した製品等の軽量化又は小型化を図る。

目標部分

1. 取組方針の作成とその効果等の把握

貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組、当該取組による効果等を踏まえて目標や方針を再検討し、さらに効果的な取組等を行う。

2. 関連インフラの整備

機械化及び自動化等の業務の効率化に配慮しつつ、物流拠点等を整備する。また、VICS（道路交通情報通信システム）等のシステムを活用しつつ、積載効率の向上、効率的な輸送ルートを選択等に資するシステムを開発及び導入する。

3. 貨物輸送事業者及び着荷主との連携

検討会や情報交換等の実施により、貨物輸送事業者及び着荷主との連携体制の構築を図り、着荷主との連携による返品条件の透明化により、返品に係る貨物の輸送を削減する。また、貨物輸送事業者の従業員に対する教育、研修等の実施に協力して、エコドライブを推進する。

4. 製造業における環境に配慮した製品開発・生産体制整備

廃棄物、リサイクル資源等の貨物の輸送を考慮した製品開発、貨物の輸送に併せた生産体制等を構築する。

5. その他エネルギーの合理化に関する事項

調達する貨物を自らの貨物として取り扱う場合には、着荷主としてエネルギーの使用の合理化に関する取組による効果等を把握する。また、国際的な貨物の輸送におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組による効果等について把握する。

荷主判断基準見直しの背景と新たな構成

- H17年の省エネ法改正以降、物流の実態は大きく変化。当時は想定していなかった者、技術による物流の省エネへの貢献の重要性が増している。
 - ① ネット通販市場の拡大に伴う小口輸送、再配達が増加 ⇒ BtoC取引に係る取組を判断基準に追加
 - ② AI、IoT技術の活用による省エネの余地増大 ⇒ 判断基準に追加
 - ③ 全体を「共通の取組」「BtoB取引に係る取組」「BtoC取引に係る取組」に再構成

現行基準部分

I エネルギーの使用の合理化の基準

1. 取組方針の作成とその効果等の把握
2. エネルギーの使用の合理化に資する輸送方法の選択
3. 輸送効率向上のための措置
4. 貨物輸送事業者及び着荷主との連携
5. 製造業における環境に配慮した製品開発の実施

改正基準部分

I エネルギーの使用の合理化の基準

1. 共通的な取組
 - (1) 取組方針の作成とその効果等の把握
 - (2) 輸送効率向上のための措置
 - (3) 貨物輸送事業者及び準荷主との連携
2. 大口貨物（主にBtoB）
大口貨物の配送効率向上
3. 小口貨物（主にBtoC）
小口貨物の配送効率向上

現行目標部分

II エネルギーの使用の合理化の目標及び

計画的に取り組むべき措置

1. 取組方針の作成とその効果等の把握
2. 関連インフラの整備
3. 貨物輸送事業者及び着荷主との連携
4. 製造業における環境に配慮した製品開発・生産体制整備
5. その他エネルギーの合理化に関する事項



改正目標部分

II エネルギーの使用の合理化の目標及び 計画的に取り組むべき措置

1. 共通的な取組
 - (1) 取組方針の作成及びその効果等の把握
 - (2) 関連インフラの整備
 - (3) 貨物輸送事業者等との連携
 - (4) 環境に配慮した製品開発及び生産体制整備
 - (5) 輸送率向上のための措置
2. 大口貨物（主にBtoB）
大口貨物の配送効率向上
3. 小口貨物（主にBtoC）
小口貨物の配送効率向上

1. 荷主判断基準見直しの背景等について

2. 荷主判断基準の見直しについて

参考 見直し後の荷主判断基準（全体）

I.1. 共通的な取組

現行 基準：I. 1. (1)～(2)

(1) 取組の枠組み

- ① 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組方針を定める。
- ② 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組、当該取組による効果等をより正確に把握する。また、エネルギーの使用の実態等の把握方法について定期的な確認を行い、エネルギーの使用の実態等のより適正な把握に努める。

(2) 取組体制の整備

- ① 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し、責任者を設置する。
- ② 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し、社内研修を行うための体制を整備する。



見直し方針(案) 基準：I. 1. (1)

① 取組方針の策定

貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取組方針を定める。

② 取組体制の構築

貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し、責任者を設置し、**責任者は**、以下の責務を果たすこと。

ア (1) ①に規定する取組方針を踏まえてエネルギーの使用の合理化の目標の達成のための計画を**他の部門等と調整して**取りまとめ、業務執行を決定する機関へ**当該計画を報告する**。

イ 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し、社内研修を行うための体制を整備する。

③エネルギーの使用の実態等のより正確な把握とその方法の定期的確認

ア 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組、当該取組による効果等をより正確に把握する。

イ エネルギーの使用の実態等の把握方法について定期的な確認を行い、エネルギーの使用の実態等のより適正な把握に努める。

ウ **燃料使用量が貨物輸送事業者から提供される場合には、エネルギーの使用の合理化に関する取組の効果がより反映できる燃料法、燃費法の算定方法の選択に努める。**

考え方

- 省エネの促進には責任者の役割が重要。工場等判断基準の見直しを踏まえ、その役割(計画の取りまとめ等)を追記した。
- トンキロ法に比べて省エネ取組の成果が反映しやすい燃料法等の選択が可能な場合に、これを促す規定を追記した。

I.1. 共通的な取組

現行 基準：I. 5.

- 5 製造業における環境に配慮した製品開発の実施
- ① 商品及びその荷姿の標準化により積み合わせ輸送の容易化を図る。
 - ② 輸送効率を考慮し、製品及びその包装資材の軽量化又は小型化を図る。



見直し方針（案） 基準：I. 1. (2) ①

- ① 輸送効率を考慮した商品の開発又は荷姿の設計等
ア 流通全体の輸送効率を考慮し、商品の開発又はその荷姿を設計する場合には、当該商品の形状又はその荷姿の標準化等の工夫により積み合わせ輸送の効率化を図る。
イ 流通全体の輸送効率を考慮し、製品の開発又はその包装資材の設計を行う場合には、当該製品やその包装資材の軽量化又は小型化を図る。

考え方

- 製造業に限定した記載であったが、製造業以外にも商品設計や包装を検討する荷主が存在することから標題と内容を変更した。特に流通事業者等が小口の顧客向けに積み合わせを実施するケースや、共同輸送等のためにパレット等の輸送容器に合わせた商品設計を行うケースがある。

I.3. 小口貨物（主にBtoC）

見直し方針（案）基準：I.3. 新規追加

小口貨物の配送効率向上

（1）再配達削減

貨物輸送事業者の負担に十分配慮しつつ、以下の取組を推進すること。

- ① 貨物輸送事業者等と連携して、消費者による配達予定日時や受取場所の指定を可能とする。また、消費者に配達予定日時や受取場所の適時適切な通知を行うとともに、消費者の要望に応じてこれらの変更可能な範囲で対応する。
- ② 貨物輸送事業者等と連携して、消費者が自宅における直接受け取り以外の受け取りやすい手法（例えば、自宅や駅等の宅配ボックス、コンビニエンスストアでの受け取り）を選択可能とする。

（2）同梱やまとめ送りの促進

消費者に同梱やまとめ送りを促すことで配送効率の向上が見込まれる場合は、これらを促すための措置を講ずる。

（3）消費者への啓発

再配達を削減することが省エネルギーに資することを消費者に啓発する。

考え方

- 自宅以外の受取場所の例示は、現状で一定程度普及している事例を可能な限り記載した。事業者の創意工夫を制約するのではなく、むしろベストプラクティスを幅広く記載したい。

Ⅱ.1. 共通的な取組

現行 目標：Ⅱ. 2. (2)

(2) 標準化及び情報化の推進

- ① 国内物流EDI（電子データ交換）標準、出荷・輸送・受荷一貫ラベル、RFID（無線自動識別）、ネットワーク技術等を利用し、検品、荷役、保管等の簡略化を図る。
- ② 一貫パレチゼーション（パレットの規格を統一し、パレットに積み付けた貨物の荷姿を崩すことなく、発送から到着の荷卸しまで一貫して移動を完結させることをいう。）を中心としたユニットロードシステム化（貨物がある単位にまとめた上で、できるだけその単位を崩さず輸送することをいう。）等を推進し、荷役の簡略化を図る。
- ③ 帰り荷の確保に資する求貨求車システムを活用する。
- ④ VICS（道路交通情報通信システム）等のシステムを活用しつつ、積載効率の向上、効率的な輸送ルートを選択等に資するシステムを開発及び導入する。



見直し方針（案） 目標：Ⅱ. 1. (2) ②

②標準化及び情報化の推進

- ア 国内物流EDI（電子データ交換）標準、出荷・輸送・受荷一貫ラベル、RFID（無線自動識別）、ネットワーク技術等を利用し、検品、荷役、保管等の簡略化を図る。
- イ 一貫パレチゼーション（パレットの規格を統一し、パレットに積み付けた貨物の荷姿を崩すことなく、発送から到着の荷卸しまで一貫して移動を完結させることをいう。）を中心としたユニットロードシステム化（貨物がある単位にまとめた上で、できるだけその単位を崩さず輸送することをいう。）等を推進し、荷役の簡略化を図る。
- ウ 帰り荷の確保に資する求貨求車システムを活用する。
- エ VICS（道路交通情報通信システム）、**車両動態管理システム**等のシステムを活用しつつ、積載効率の向上、効率的な輸送ルートを選択肢等に資するシステムを開発及び導入する。
- オ **受発注の業界プラットフォームや共同の配車管理システム等を構築・活用し、貨物輸送事業者や協働する荷主、荷受人と受発注情報や車両の位置情報等を共有することで、共同輸配送による積載率や実車率の向上を図る。**

考え方

- 輸送の効率化に資する情報技術を活用した新たなシステムが登場しており、省エネを図るツールとして重要になっている。このため新たな取組として当該システムを活用した取組を加えた。

Ⅱ.1. 共通的な取組 及び Ⅱ. 大口貨物

現行 目標：Ⅱ. 4. (1)

(1) 製品開発
製品使用後の廃棄物、リサイクル資源等の貨物の輸送をあらかじめ考慮した製品開発を行う。



見直し方針(案) 目標：Ⅱ. 1. (4) ①

① 廃棄物処理やリサイクルを考慮した製品開発
製品使用後の廃棄物、リサイクル資源等の貨物の輸送をあらかじめ考慮した製品開発を行う。

考え方

➤ 記載内容に即して標題に変更した。

見直し方針(案) 目標：Ⅱ. 1. (5) ③ **新規追加**

③ 荷待ち時間の縮減
予約受付システムの導入や受入体制の構築等によって荷待ち時間の縮減を図る。

考え方

➤ トラックの荷待ち時間におけるアイドリング等による増エネが懸念される。
➤ 予約受付システムの導入等で平均待機時間や最大待機時間が縮減する効果があるため追記した。

現行 目標：Ⅱ. 3. (2) ②、(3) ①

(3) 貨物の輸送効率の向上に向けた協力
① 貨物輸送事業者と調整し、輸送量のピーク期間を移動させてその平準化を図ることにより、貨物の輸送効率を向上させる。
(2) 商取引の適正化
② 貨物の輸送効率を向上させるため、着荷主に対し発注の計画化及び平準化を要請する。



見直し方針(案) 目標：Ⅱ. 2. (1)

(1) 輸送量の平準化や発注の計画化及び平準化の要請
① 輸送量のピーク期間の移動によるその平準化により貨物の輸送効率を向上させる取組を貨物輸送事業者と連携して実施する。
② 荷受人に発注単位、リードタイム又は納品頻度の見直しによる発注の計画化及び平準化を要請する。

考え方

➤ 輸送量の平準化に関する規定をまとめた。
➤ 発注の計画化及び平準化の具体的な取組の例として発注単位、リードタイム又は納品頻度の見直しを明示した。

Ⅱ.3. 小口貨物（主にBtoC）

見直し方針（案） 目標：Ⅱ.3. 新規追加

小口貨物の配送効率向上

（1）貨物の輸送距離の短縮

複数の物流拠点に商品の在庫がある場合は、配達先が決定した段階で輸送距離が最短となる物流拠点からの出荷を決定する。

（2）再配達の削減

- ① 貨物輸送事業者等の関係者と調整し、**宅配ボックスの普及**に向け、**宅配ボックスの標準化**や共同利用に取り組む。
- ② 再配達を削減するための新たな仕組み（例えば**一回目の配達で受け取った場合のポイント付与**や**再配達の料金化**）を導入する。

（3）返品による輸送の削減

返品に係る貨物の輸送を削減するため、消費者に対して画像や動画による商品の詳細な情報提供等を行う。

（4）消費者への啓発

送料無料とのみ表記するなど、**貨物輸送にエネルギーやコストがかからないとの誤解を消費者に与える表示を避け、消費者に対する貨物輸送に係る省エネルギーの重要性の啓発に努める。**

考え方

- 宅配ボックスに係る取組については強制されるものではないが、取り組む場合には関係者との連携が重要である旨を記載した。
- 再配達を削減するための新たな仕組みの例示は創意工夫を制限するものではなく、小委員会等で提案があったものをあくまで例示として記載したもの。事業者の取組を進めるため、多様な事例を可能であれば追記したい。

その他

現行 目標：Ⅱ. 5. (1)

(1) 着荷主としての取組推進

- ① 調達する貨物を自らの貨物として取り扱う場合には、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組、当該取組による効果等を把握する。
- ② 荷主に協力し、計画性及び必然性のない多頻度少量輸送及びジャスト・イン・タイムの貨物の輸送の見直しを行う。



見直し方針（案）

削除

考え方

- 貨物輸送事業者と契約等をしていない着荷主の場合は、改正法に定義された「準荷主」であるので、「準荷主ガイドライン」において検討する。
- なお、①について、貨物輸送事業者と契約等をしている荷主の場合は、Ⅰ. 1. (1)の記載と重複するため削除した。

1. 荷主判断基準見直しの背景等について
2. 荷主判断基準の見直しについて

参考 見直し後の荷主判断基準（全体）

荷主判断基準（基準部分）改正のイメージ

改正案骨子

I エネルギーの使用の合理化の基準

1. 共通的な取組

(1) 取組方針の作成とその効果等の把握

(2) 輸送効率向上のための措置

(3) 貨物輸送事業者及び準荷主との連携

2. 大口貨物（主にBtoB）

大口貨物の配送効率向上

3. 小口貨物（主にBtoC）

小口貨物の配送効率向上

1. 共通的な取組

(1) 取組方針の作成とその効果等の把握

① 取組方針の策定

貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の取り組み方針を定める。

② 社内体制の構築

貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し、責任者を設置し、責任者は、以下の責務を果たすこと。

ア (1) ①に規定する取組方針を踏まえてエネルギーの使用の合理化の目標の達成のための計画を他の部門等と調整して取りまとめ、業務執行を決定する機関へ当該計画を報告する。

イ 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関し、社内研修を行うための体制を整備する。

③ エネルギー使用実態等により正確な把握とその方法の定期的確認

ア 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組、当該取組による効果等をより正確に把握する。

イ エネルギーの使用の実態等の把握方法について定期的な確認を行い、エネルギーの使用の実態等により適正な把握に努める。

ウ 燃料使用量が貨物輸送事業者から提供される場合には、エネルギーの使用の合理化に関する取組の効果がより反映できる燃料法、燃費法等の算定方法の選択に努める。

荷主判断基準（基準部分）改正のイメージ

改正案骨子

I エネルギーの使用の合理化の基準

1. 共通的な取組

（1）取組方針の作成とその効果等の把握

（2）輸送効率向上のための措置

（3）貨物輸送事業者及び準荷主との連携

2. 大口貨物（主にBtoB）

大口貨物の配送効率向上

3. 小口貨物（主にBtoC）

小口貨物の配送効率向上

（2）輸送効率向上のための措置

①輸送効率を考慮した商品の開発又は荷姿の設計等

ア 流通全体の輸送効率を考慮し、商品の開発又はその荷姿を設計する場合には、当該商品の形状又はその荷姿の標準化等の工夫により積み合わせ輸送の効率化を図る。

イ 流通全体の輸送効率を考慮し、製品の開発又はその包装資材の設計を行う場合には、当該製品やその包装資材の軽量化又は小型化を図る。

② 貨物の輸送距離の短縮

貨物の輸送先及び輸送量に応じて拠点経由方式と直送方式を使い分ける。また、ルートごとの標準的な貨物の輸送手段を定める等により、貨物輸送事業者に対し、貨物の輸送距離の全体を短縮するよう発注する。

③ 燃費の向上

出庫時間の調整等により道路混雑時の貨物の輸送を見直し、貨物の輸送の円滑化を図る。

（3）貨物輸送事業者及び準荷主との連携

①準荷主と調整し、取引単位の大規模化等により、貨物の輸送頻度、納品回数の削減及びリードタイムの見直しを実施する。特に、計画性及び必然性のない多頻度少量輸送及びジャスト・イン・タイム（曜日及び時間指定）の貨物の輸送の見直しを行う。

②貨物の輸送時間及び貨物の輸送の発注時間の決定方法を定め、緊急な貨物の輸送を回避するよう計画的な貨物の輸送を行う。

荷主判断基準（基準部分）改正のイメージ

改正案骨子

I エネルギーの使用の合理化の基準

1. 共通的な取組

- (1) 取組方針の作成とその効果等の把握
- (2) 輸送効率向上のための措置
- (3) 貨物輸送事業者及び準荷主との連携

2. 大口貨物（主にBtoB）

大口貨物の配送効率向上

3. 小口貨物（主にBtoC）

小口貨物の配送効率向上

2. 大口貨物（主にBtoB）

大口貨物の配送効率向上

(1) 積載率の向上

①特に貨物の輸送単位が小さい場合には、貨物輸送事業者に対し積み合わせ輸送を実施するよう発注し、又は混載便を利用する。

②貨物輸送事業者に対し、輸送量に応じた適正車種を選択するよう発注する。

(2) エコドライブの推進

エコドライブ支援機器（デジタルタコグラフ等をいう。）の導入に協力する。

(3) 自営転換の推進

自営転換（自家用貨物自動車から輸送効率のよい事業用貨物事業車への輸送の転換を図ることをいう。）を推進する。

(4) モーダルシフト

貨物の適性を踏まえ、鉄道及び船舶の活用を推進することにより、輸送量当たりの貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を削減する。

(5) 輸送機器の大型化

車両の大型化及びトレーラー化並びに船舶の大型化その他の手段により、貨物輸送事業者に対し、便数を削減するよう発注する。

荷主判断基準（基準部分）改正のイメージ

改正案骨子

I エネルギーの使用の合理化の基準

1. 共通的な取組

- (1) 取組方針の作成とその効果等の把握
- (2) 輸送効率向上のための措置
- (3) 貨物輸送事業者及び準荷主との連携

2. 大口貨物（主にBtoB）

大口貨物の配送効率向上

3. 小口貨物（主にBtoC）

小口貨物の配送効率向上

3. 小口貨物（主にB to C）

小口貨物の配送効率向上

(1) 再配達削減

貨物輸送事業者の負担に十分配慮しつつ、以下の取組を推進すること。

- ① 貨物輸送事業者等と連携して、消費者による配達予定日時や受取場所の指定を可能とする。また、消費者に配達予定日時や受取場所の適時適切な通知を行うとともに、消費者の要望に応じてこれらの変更可能な範囲で対応する。
- ② 貨物輸送事業者等と連携して、消費者が自宅における直接受け取り以外の受け取りやすい手法（例えば、自宅や駅等の宅配ボックス、コンビニエンスストアでの受け取り）を選択可能とする。

(2) 同梱やまとめ送りの促進

消費者に同梱やまとめ送りを促すことで配送効率の向上が見込まれる場合は、これらを促すための措置を講ずる。

(3) 消費者への啓発

再配達を削減することが省エネルギーに資することを消費者に啓発する。

荷主判断基準（目標部分）改正のイメージ

改正案骨子

Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

1. 共通的な取組

（1）取組方針の作成及びその効果等の把握

（2）関連インフラの整備

（3）貨物輸送事業者等との連携

（4）環境に配慮した製品開発及び生産体制整備

（5）輸送率向上のための措置

2. 大口貨物（主にBtoB）

大口貨物の配送効率向上

3. 小口貨物（主にBtoC）

小口貨物の配送効率向上

1. 共通的な取組

（1）取組方針の作成及びその効果等の把握

①目標の設定

ア 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を進める上での中長期的な目標として妥当なエネルギー消費原単位の考え方等を検討し、既に実施している対策を踏まえた目標を設定する。

イ 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組、当該取組による効果等を踏まえて目標や方針を再検討し、さらに効果的な取組を行う。

②環境管理システムの導入

ISO14001で求められるような環境管理システム（取組マニュアルの整備を含む。）を導入する。

③人員の教育・育成

ア 貨物輸送事業者の従業員に対する教育、研修等の実施に協力して、エコドライブ（無用なアイドリングをしないこと（アイドリングストップ）、無用な空ぶかしをしないこと、急発進及び急加速をしないこと、交通の状況に応じた案断定速走行に努めること、早めに一段上のギアにシフトアップすること、予知運転により停止及び発進回数を抑制すること、確実な車両の点検の及び整備を実施すること並びに過度のエアコンの使用を抑制することを通じて、環境に配慮した自動車の雲煙を行うことをいう。）を推進する。

イ 貨物輸送事業者によるマニュアルの作成及びその従業員に対する教育、研修等の実施を通じた車両等の整備及び点検（車両におけるエアクリナーの清掃及び交換並びにエンジンオイルの適正な選択及び交換並びにタイヤ空気圧の適正化並びに船舶における船底清掃等をいう。）の徹底を要請する。

④サードパーティーロジスティクスの活用

サードパーティーロジスティクス（荷主に代わって、最も効率的な貨物の輸送に係る戦略の企画立案、貨物の輸送に係るシステムの構築の提案等を行い、高度な貨物の輸送に係るサービスを提供することをいう。）の効果的な活用を図る。

⑤国際的な貨物の輸送における取組の促進

国内から海外へもしくは海外から国内へ又は海外での顔つきの輸送に関し、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に関する取組、当該取組による効果等を把握する。

荷主判断基準（目標部分）改正のイメージ

改正案骨子

Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

1. 共通的な取組

(1) 取組方針の作成及びその効果等の把握

(2) 関連インフラの整備

(3) 貨物輸送事業者等との連携

(4) 環境に配慮した製品開発及び生産体制整備

(5) 輸送率向上のための措置

2. 大口貨物（主にBtoB）

大口貨物の配送効率向上

3. 小口貨物（主にBtoC）

小口貨物の配送効率向上

(2) 関連インフラの整備

① 物流拠点等の整備

ア 物流施設及び物流拠点について、機械化及び自動化並びに施設間の適正配置及び集約化並びに荷受け並びに仕分け等の業務の効率化に配慮しつつ、それらを整備する。

イ 交通流の円滑化のために、路上駐停車を防止するとともに、事業者、地方公共団体等と協力して、荷捌き場、駐停車場所、運転手控え室及び進入出路を整備する。

② 標準化及び情報化の推進

ア 国内物流EDI（電子データ交換）標準、出荷・輸送・受荷一貫ラベル、RFID（無線自動識別）、ネットワーク技術等を利用し、検品、荷役、保管等の簡略化を図る。

イ 一貫パレチゼーション（パレットの規格を統一し、パレットに積み付けた貨物の荷姿を崩すことなく、発送から到着の荷卸しまで一貫して移動を完結させることをいう。）を中心としたユニットロードシステム化（貨物がある単位にまとめた上で、できるだけその単位を崩さず輸送することをいう。）等を推進し、荷役の簡略化を図る。

ウ 帰り荷の確保に資する求貨求車システムを活用する。

エ VICS（道路交通情報通信システム）、車両動態管理システム等のシステムを活用しつつ、積載効率の向上、効率的な輸送ルートを選択肢等に資するシステムを開発及び導入する。

オ 受発注の業界プラットフォームや共同の配車管理システム等を構築・活用し、貨物輸送事業者や協働する荷主、荷受人と受発注情報や車両の位置情報等を共有することで、共同輸送による積載率や実車率の向上を図る。

荷主判断基準（目標部分）改正のイメージ

改正案骨子

Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

1. 共通的な取組

(1) 取組方針の作成及びその効果等の把握

(2) 関連インフラの整備

(3) 貨物輸送事業者等との連携

(4) 環境に配慮した製品開発及び生産体制整備

(5) 輸送率向上のための措置

2. 大口貨物（主にBtoB）

大口貨物の配送効率向上

3. 小口貨物（主にBtoC）

小口貨物の配送効率向上

(3) 貨物輸送事業者等との連携

①連携体制の構築

- ア 貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する措置について、荷主及び貨物輸送事業者その他の関係者の連携を深めるための定期的な懇談会の設置、貨物の輸送の効率化のための検討会の設置、貨物の輸送に関する情報交換の実施等により、関係者の連携及び協議体制の構築を図る。また、これらの機械（グリーン物流パートナーシップ協議も含む。）が設けられた場合には積極的に参画する。
- イ 事業者団体を中心として、関連業界としての相互理解、啓発等に自主的に取り組む。

②商取引の適正化

- 返品に関わる条件（返品に係る貨物の輸送費等をいう。）の書面による透明化等の工夫を行うことにより、返品に係る貨物の輸送を削減する。

③貨物輸送事業者の活用における配慮

- 環境に配慮している貨物輸送事業者（ISO14001、グリーン経営認証の取得した貨物輸送事業者をいう。）を選定する。

(4) 環境に配慮した製品開発及び生産体制整備

①廃棄物処理やリサイクルを考慮した製品開発

- 製品使用後の廃棄物、リサイクル資源等の貨物の輸送をあらかじめ考慮した製品開発を行う。

②生産体制

- ア 貨物の輸送に併せて在庫時間を調整できる生産体制を構築する。
- イ 生産工程における障害、遅延、調整、変更等計画どおりの在庫を阻害する要因についてより早く正確な情報を貨物輸送事業者を提供し、貨物輸送事業者がそれに対応できるようにするとともに、当該阻害要因の排除、それが発生した場合の影響の低減措置等を講じる。
- ウ 工場に近い場所から部品等を調達し、貨物の輸送距離を削減する。

荷主判断基準（目標部分）改正のイメージ

改正案骨子

Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

1. 共通的な取組

（1）取組方針の作成及びその効果等の把握

（2）関連インフラの整備

（3）貨物輸送事業者等との連携

（4）環境に配慮した製品開発及び生産体制整備

（5）輸送率向上のための措置

2. 大口貨物（主にBtoB）

大口貨物の配送効率向上

3. 小口貨物（主にBtoC）

小口貨物の配送効率向上

（5）輸送効率向上のための措置

①実車率の向上

ア 他の荷主との共同輸配送を実施する。

イ 納品者の帰便で納入先からの回収物を回収するよう発注する等により、貨物輸送事業者の帰り荷の確保に協力する。

②適正な車両の選択による積載率の向上

貨物輸送事業者に対し、輸送量に応じた適正車種を選択するよう発注する。

③荷待ち時間の縮減

予約受付システムの導入や受入体制の構築等によって荷待ち時間の縮減を図る。

④エコドライブの促進

エコドライブ支援機器（デジタルタコグラフ等をいう。）の導入に協力する。

⑤自営転換の推進

自営転換（自家用貨物自動車から輸送効率のよい事業用貨物事業車への輸送の転換を図ることをいう。）を推進する。

⑥モーダルシフト

貨物の適性を踏まえ、鉄道及び船舶の活用を推進することにより、輸送量当たりの貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を削減する。

⑦輸送機器の大型化

車両の大型化及びトレーラー化並びに船舶の大型化その他の手段により、貨物輸送事業者に対し、便数を削減するよう発注する。

⑧低燃費車、クリーンエネルギー自動車等の導入・利用の促進

低燃費車、クリーンエネルギー自動車等の導入に協力する。

荷主判断基準（目標部分）改正のイメージ

改正案骨子

Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

1. 共通的な取組

- (1) 取組方針の作成及びその効果等の把握
- (2) 関連インフラの整備
- (3) 貨物輸送事業者等との連携
- (4) 環境に配慮した製品開発及び生産体制整備
- (5) 輸送率向上のための措置

2. 大口貨物（主にBtoB） 大口貨物の配送効率向上

3. 小口貨物（主にBtoC） 小口貨物の配送効率向上

2. 大口貨物（主にB toB）

大口貨物の配送効率向上

(1) 輸送量の平準化や発注の計画化及び平準化の要請

- ① 輸送量のピーク期間の移動によるその平準化により貨物の輸送効率を向上させる取組を貨物輸送事業者と連携して実施する。
- ② 荷受人に発注単位、リードタイム又は納品頻度の見直しによる発注の計画化及び平準化を要請する。

(2) 商取引の適正化

返品に関わる条件（返品に係る貨物の輸送費等をいう。）の書面による透明化等の工夫を行うことにより、返品に係る貨物の輸送を削減する。

3. 小口貨物（主にBtoC）

小口貨物の配送効率向上

(1) 貨物の輸送距離の短縮

複数の物流拠点に商品の在庫がある場合は、配達先が決定した段階で輸送距離が最短となる物流拠点からの出荷を決定する。

(2) 再配達削減

- ① 貨物輸送事業者等の関係者と調整し、宅配ボックスの普及に向け、宅配ボックスの標準化や共同利用に取り組む。
- ② 再配達を削減するための新たな仕組み（例えば一回目の配達で受け取った場合のポイント付与や再配達の料金化）を導入する。

(3) 返品による輸送の削減

返品に係る貨物の輸送を削減するため、消費者に対して画像や動画による商品の詳細な情報提供等を行う。

(4) 消費者への啓発

送料無料とのみ表記するなど、貨物輸送にエネルギーやコストがかからないとの誤解を消費者に与える表示を避け、消費者に対する貨物輸送に係る省エネルギーの重要性の啓発に努める。